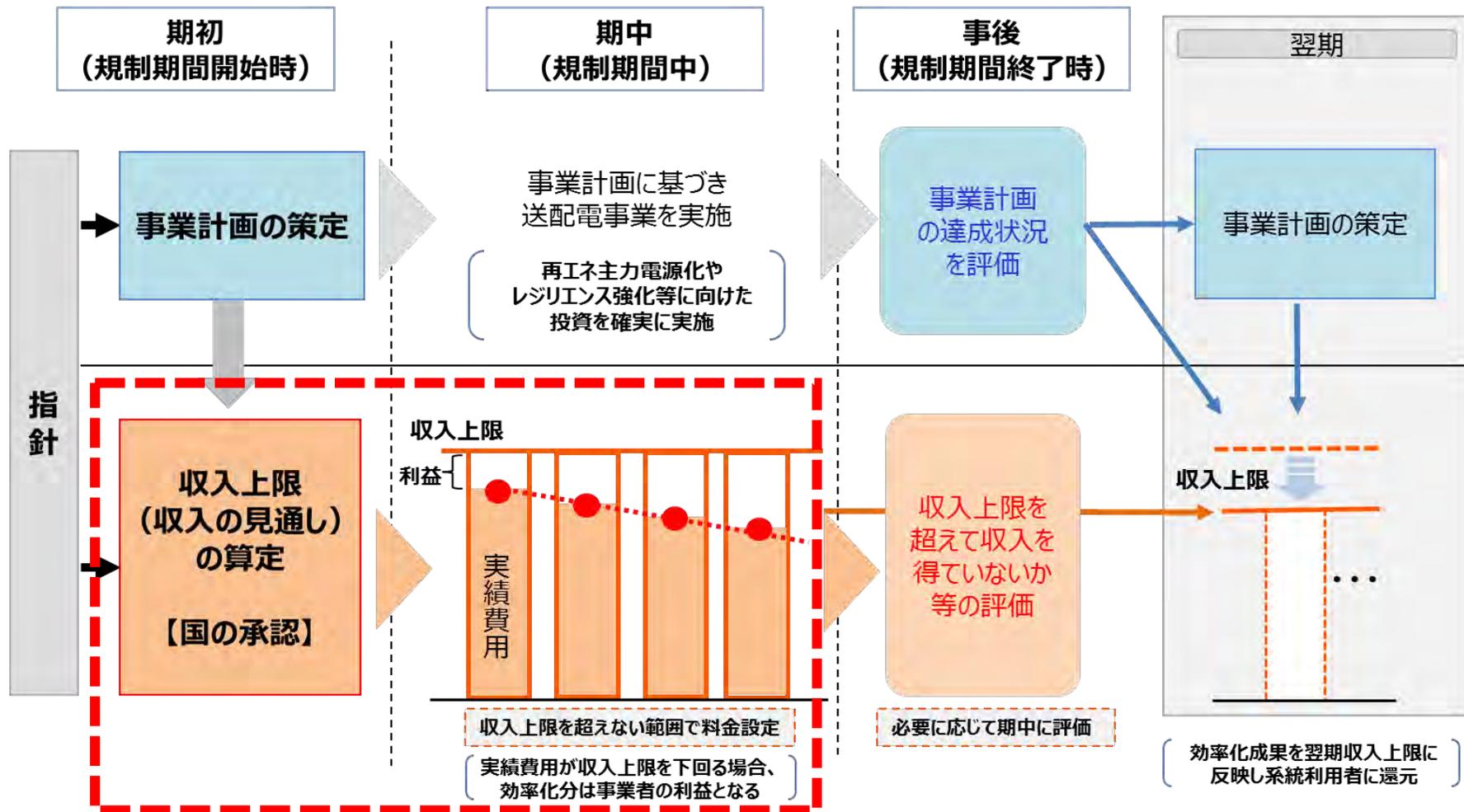


1. 成果目標、行動目標の設定
2. インセンティブの設定
3. 制御不能費用の調整
4. **収入上限の設定及び託送料金の設定**

# 論点4. 収入上限の設定と託送料金の設定について



本日まで議論いただく論点

期初における託送料金の設定について

- 一般送配電事業者は、収入上限を規制期間（5年）毎に算定し、国の承認を受ける。
- 一般送配電事業者は、収入上限を超えない範囲で託送料金を算定するが、その算定方法について検討する。

## 収入上限の設定

一般送配電事業者は、事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を5年毎に算定し、国の承認を受ける。

(託送供給等に係る収入の見通し)

第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

## 託送料金の設定

託送料金については、国の承認を受けた収入上限（5年毎）を超えない範囲にて、算定する。

※収入上限を超えない範囲であり、電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合、託送料金の変更が可能

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする

2 略

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。

二～六 略

4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎として料金を変更する場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた託送供給等約款（次項又は第八項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第七項において同じ。）で設定した供給条件を変更することができる。

託送料金の算定方法の詳細については、一定のルール化が必要と考えるが、どのような方法とすべきか。

⇒【論点2-②】

## 論点4. 期初における託送料金の設定について

- 前回の専門会合において、期初における託送料金の設定については、（１）５年一律の託送料金を設定する、（２）年度毎に異なる託送料金を設定する、の２通りを提示してご議論いただいたところ。
- その議論を踏まえ、料金の安定性（平準化）や、送配電設備の経済耐用年数の長さを重視する観点から、（１）５年一律の託送料金とすることを基本とするが、一般送配電事業者の年度毎の収入と費用が一致することを重視する観点もあることから、年度毎の見積費用について合理的な説明があった場合は、（２）年度毎に異なる託送料金を設定することを、個別に認めることもあり得るとしてはどうか。

**（１）  
５年一律の  
託送料金を設定**

収入上限  
(５年合計)

÷

想定需要  
(５年合計)

=

託送料金  
(５年一律  
の料金)

**（２）  
年度毎に異なる  
託送料金を設定**

収入上限  
(年度毎の見積費用)

÷

想定需要  
(年度毎)

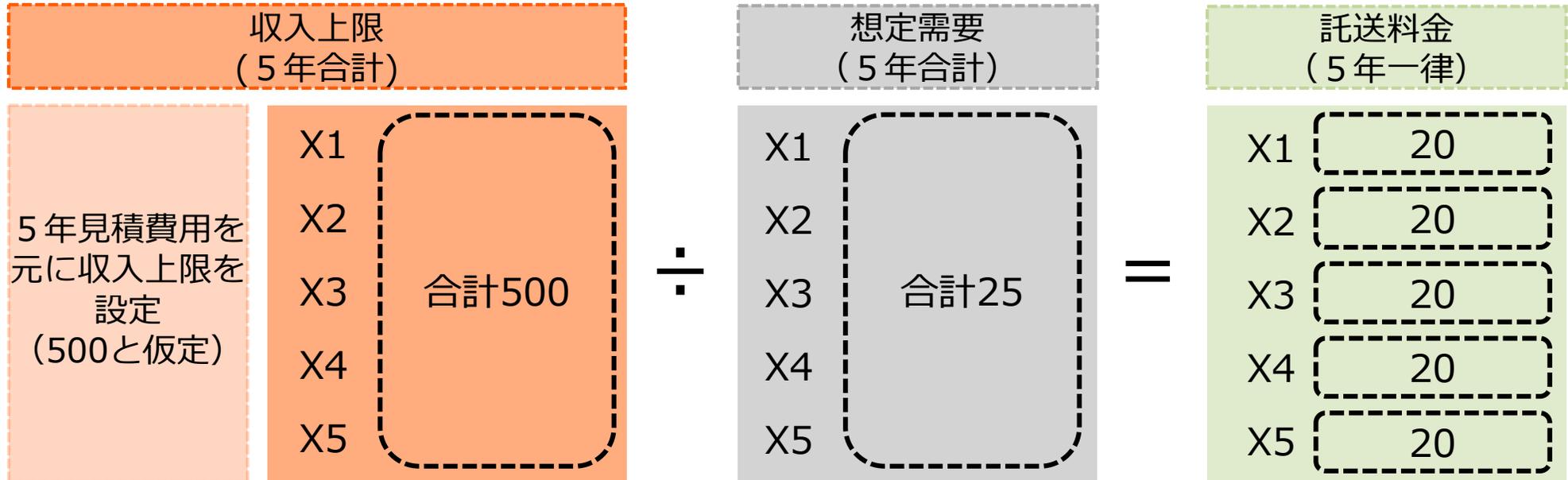
=

託送料金  
(年度毎に  
異なる料金)

# (参考) 期初における託送料金の設定について

## <案1> 5年一律の託送料金を設定する方法

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用（効率化分を含む）をもとに収入上限を算定する。
- 収入上限（5年合計）を想定需要（5年合計）で除して、託送料金（5年一律）を設定する案が考えられる。



### 特徴

- ✓ 期初において、規制期間（5年間）一律の託送料金が設定される。
- ✓ 一般送配電事業者の5年合計の収入（託送料金×想定需要）が、5年合計の見積費用と整合的になるよう託送料金が設定される。

# (参考) 期初における託送料金の設定について

## <案2> 年度毎に異なる託送料金を設定する方法

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用（効率化分を含む）をもとに収入上限を算定する。
- 収入上限の算定に用いた各年度の見積費用を、各年度の想定需要で除して、各年度の託送料金を設定する案が考えられる。

収入上限 ※各年度毎の見積費用			想定需要 (年度毎)		託送料金 (年度毎)	
5年見積費用を元に収入上限を設定 (500と仮定)	X1	80	X1	5	X1	16
	X2	120	X2	6	X2	20
	X3	100	X3	4	X3	25
	X4	60	X4	5	X4	12
	X5	140	X5	5	X5	28

### 特徴

- ✓ 期初において、各年度毎に異なる託送料金が設定される。
- ✓ 一般送配電事業者の各年度毎の収入（託送料金×想定需要）が、各年度毎の見積費用と整合的になるよう託送料金が設定される。